明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

府令・省令

○内閣府令・財務省令第五号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第一条　銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次条」の下に「及び第二条の二」を、「、次の」の下に「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる」を加え、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　単体自己資本比率（第七項に規定する単体自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

命令	自己資本の充実の状況に係る区分		
	海外営業拠点を有する銀行	海外営業拠点を有しない銀行	
経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令	第一区分	国内基準に係る単体自己資本比率　二パーセント以上四パーセント未満	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　単体普通株式等Tier1比率　四・五パーセント以上 ロ　単体Tier1比率　六パーセント以上 ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上
	非対象区分	国内基準に係る単体自己資本比率　四パーセント以上	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　単体普通株式等Tier1比率　六パーセント以上 ロ　単体Tier1比率　八パーセント以上 ハ　単体総自己資本比率　十パーセント以上

イ　単体普通株式等Tier1比率　二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 ロ　単体Tier1比率　三パーセント以上六パーセント未満 ハ　単体総自己資本比率　四パーセント以上八パーセント未満	国内基準に係る単体自己資本比率　一パーセント以上二パーセント未満	次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令（海外営業拠点を有する銀行にあっては口に掲げる命令を除く。） イ　資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ　配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ハ　総資産の圧縮又は増加の抑制 ニ　取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制 ホ　一部の営業所における業務の縮小 ヘ　本店を除く一部の営業所の廃止 ト　法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条に規定により営む業務又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 チ　その他金融庁長官が必要と認める措置
第二区分	国内基準に係る単体自己資本比率　一パーセント以上二パーセント未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
第二区分の二	国内基準に係る単体自己資本比率　〇パーセント以上一パーセント未満	

第二区分	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　単体普通株式等Tier1比率　一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満 ロ　単体Tier1比率　一・五パーセント以上三パーセント未満 ハ　単体総自己資本比率　二パーセント以上四パーセント未満	
第二区分の二	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　単体普通株式等Tier1比率　〇パーセント以上一・一三パーセント未満	